境港岸壁での出店者(消費税免税店含む)の募集について

下記のとおり岸壁での臨時出店を希望する事業者を募集します。

記

1　出店資格：下記(1)の要件をみたす事業者とします。消費税免税店の場合は（2）を含む。
（１）鳥取県内又は島根県内に本店、支店、営業所等を有する事業者
（２）既に輸出物品販売場を経営する事業者

2　出店場所：境港昭和南岸壁又は中野岸壁　　※寄港一週間前に決定します。
（境港市昭和町 98 付近）

3　出店数：５店舗程度（場所に制限があるため、出店数を限定させていただきます。）

4　2019 年クルーズ客船寄港時の物販計画　（第四期）

寄港日		入港	出港	船　　名	乗客定員	乗客の主な国籍	岸壁	入場時間 出店時間	閉店時間 退場時間
10　19	土	7:00	17:00	コスタ・セレーナ	3,780人	韓国	中野又は昭和南	11:00～	17:00
11 / 17	日	8:00	18:00	ダイヤモンド・プリンセス	2,706名	日本・欧米	中野又は昭和南	11:00～	18:00

5　港湾施設使用料：港湾施設使用料は、免除とします。

6　設営経費等：（１)使用面積は、１店舗あたり 5.4m×3.6m(1 テント)以内とします。
（２)設営に係る経費は全て出店者負担とします。
（３)物販関係者の入退場時間は、別紙のとおりです。

7　搬入及び搬出：搬入出経費は出店者負担とし、搬入出方法等は別途指示します。

8　出店申込方法：下記書類を、令和元年１０月１６日（水）午後５時までに境港管理組合へ提出してください。

＜提出先＞
〒６８４－０００４
境港市大正町２１５みなとさかい交流館３階　境港管理組合　担当：関
【電　話】０８５９－４２－３７０５
【ﾌｧｸｼﾐﾘ】０８５９－４２－３７３５

＜提出書類＞
・境港クルーズ客船出店申込書　　様式１
・消費税免税店の場合は
既に輸出物品販売場を経営する事業者であることを証する書類（写し）

9　出店者決定：令和元年１０月１７日（木）
出店希望者多数の場合は、免税店を優先して出店者を決定します。

１０　出店条件：出店者は、下記条件を遵守すること。
（１）電源設備はないため、必要であれば各事業者が発電機を準備すること。
（２）使用する水は各事業者で準備し、排水は指定した場所で行うこと。
（３）火気の使用については、事前に関係機関と協議すること。
（４）各事業者が持ち込んだ備品、資材、発生したゴミについては、各自が持ち帰ること。
（５）出店に関係する他機関への手続きは出店者が行うこと。